

平成16年度事業計画

1. はじめに

わが国は、21世紀を迎えての、いわゆる法化社会の確立に向けたさまざまな取り組みが続けられている。今後に託されている事項がまだまだ多いなかで、本年度も又、この司法制度の改革の波は続き、司法書士の執務および司法書士制度がこの波に洗われ、その本質を問う動きが続くものと考えられる。

昨年は改正司法書士法が施行され、司法書士に大きな期待と重い責任を課した。能力担保措置としての司法書士特別研修修了者のうち、法務大臣認定者は、平成15年度だけで、全国で6402名となり、簡易裁判所内外において市民の要請・負託に応えている。

また、登記オンライン申請を契機とした不動産登記法の見直しは、その出頭主義廃止に伴う基本的骨格作りからの議論となり、法律家としての司法書士に今までの責任論では語りきれないより深く重い職責を与えようとしている。

我々司法書士は、改正登記法の趣旨を厳しく受け止め、今後も市民に最も身近にある法律家として時代の変革に柔軟に対処しつつ、社会の複雑化・多様化に伴い発生する法的需要に的確に対応していかなければならない。

2. 現状と展望

登記制度について「不動産登記法改正案」が示されて、登記申請を業とするものが本人確認情報を提供することが制度の中核として重要な意味を持ち、さらに登記原因証明情報を提供することが申請の要件とされるなど、利用者市民の司法書士に対する社会的要請は制度として法定されたといえる。不動産登記オンライン申請も平成16年中には確定し、商業・法人登記のオンライン申請も平成16年度早々に実現する。このオンライン登記申請についても、社会的要請に速やかに応えるために登記制度の信頼性の確保に向けて登記制度の担い手としての専門職能の立場から緊急に充実した専門的研修が要求される。

簡裁訴訟代理関係業務については、従来の書面作成を中心とする裁判事務とはその性格が大きく異なり、我々の執務姿勢は従来にも増して厳しさや柔軟さが要求されている。そこで、この簡裁訴訟代理関係業務に対応する新たな執務倫理規範を確立すると共にこの業務分野におけるより高度な継続的研修を実施していきたい。

商法、特に会社法制度については、高度情報化社会時代の到来、コンプライアンスの充実、企業活動の国際化などに対応すべく非常に早いペースで改正が進められていることから、研修事業などを通じてその対策に積極的に対応していく必要がある。

少子高齢化社会を迎えた現在、成年後見制度の重要性が増している。社団法人成年後見センター・リーガルサポートの積極的な活動が展開されているが、制度の社会的有用性をさらに高めるために同法人東京支部を通じた成年後見制度への支援活動を充

実していかなければならない。

また、一般市民から司法書士に対する懲戒請求及び紛議調停の制度が新たに導入され、情報公開を進めて、信頼される司法書士像を構築することが要請されているものと受け止めなければならない。また、司法書士制度・司法書士の職務について、市民の理解を得るため、従来から無料相談活動を積極的に進めてきたが、司法ネットとしての総合法律支援法には、弁護士とともに司法書士がその担い手として位置付けられており、その成立を控えて、法律相談活動の必要性はさらに増大している。本年度は、市民が安心して利用できる無料法律相談活動のいっそうの拡大などを通じて社会的需要を満たし、より良い司法書士制度広報の充実を図らなければならない。

3. 基本姿勢

司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指すための諸政策を次のような基本姿勢をもって推進する。

市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。

改正司法書士法の施行に伴い、高度情報化社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務のあり方を検討し、市民の権利擁護に資することを目的とした職務の整備改善を推進する。

改正司法書士法の施行に伴い、簡易裁判所等における代理権行使を念頭に置いた新たな「司法書士倫理」規範の周知を図り、司法書士職能のより高度な専門性を確立する。

より高度な職業倫理の構築と、資質の一層の向上を図るため、諸研修事業及び執務指導を実施し、品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

4. 事業方針

本年度は、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら事業を遂行する。特に、改正司法書士法及び改正不動産登記法並びに改正商法等に対応するために以下の事業に重点を置く。

1. 法改正対策

不動産登記法の改正に伴う業務並びに研修事業について、積極的な対応を図る。

また、商法、商業登記法の改正に伴う業務並びに研修事業について積極的な対応を図る。

2. 司法・司法書士制度対策

改正司法書士法の施行に伴い、新たに制定された「司法書士倫理」規範の周知を図り、執務指導を行う。

司法書士特別研修の実施につき積極的な対応を図るとともに、簡易裁判所における代理人としての執務上の倫理、執務姿勢、事務遂行能力の確立・向上を図る。

「司法書士法律相談」の充実を図り、司法ネット構想並びに民事法律扶助事業への対応を図る。

司法制度改革の中で司法書士の位置づけ・存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

3. 組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、改正司法書士法に基づく司法書士制度の発展に資する会組織・機構、本会事業のあり方を検証する。

4. 成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協同し、成年後見制度に対する積極的な対応を図る。

以上の観点から計画した本年度の事業の詳細は、次に掲げるとおりである。